第二十三条の十一中「及び」を「及び同項に規定する」に改める。

第二十三条の十二第三項中「施行令第四十条の八の三第八項の規定により読み替えて適用する」及び「及び同条第十一項において準用する法第七十条の七の二第十四項第十号」を削り、「計算した金額」の下に「（当該金額が法第七十条の七の三第一項の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入された同項前段の特例受贈非上場株式等の価額を超える場合には、当該特例受贈非上場株式等の価額）」を加え、同項第一号中「同項の」を「当該」に改め、同条第四項中「第四十条の八の三第二十一項」を「第四十条の八の三第二十二項」に改め、同条第七項中「第四十条の八の二第九項各号」を「第四十条の八の二第十項各号」に改め、同条第八項第三号中「すべて」を「全て」に改め、同条に次の一項を加える。

10　第三項の規定は、施行令第四十条の八の三第十九項において法第七十条の七の二第十四項第十号の規定を読み替えて適用する場合について準用する。

第二十三条の十七の見出し中「手続」を「手続等」に改め、同条中「この条」を「この項」に、「同規則」を「同令」に改め、同条に次の三項を加える。

2　法第七十条の十二第三項第一号に規定する財務省令で定める地域は、自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第九条の二第一号に規定する第一種特別地域とする。

3　法第七十条の十二第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　物納に充てようとする土地を相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により取得した者の氏名及び住所又は居所

二　物納に充てようとする土地の所在、地番及び面積

三　物納に充てようとする土地のうち法第七十条の十二第三項第二号に規定する風景地保護協定（次号及び次項において「風景地保護協定」という。）の目的となる土地の所在、地番及び面積

四　風景地保護協定に係る次に掲げる事項

イ　当該風景地保護協定の名称

ロ　当該風景地保護協定を締結した法第七十条の十二第三項第二号の被相続人（ハにおいて「被相続人」という。）の氏名及びその死亡の時における住所又は居所

ハ　当該風景地保護協定が被相続人と環境大臣との間で締結された年月日及び当該風景地保護協定の有効期間

五　その他参考となるべき事項

4　法第七十条の十二第四項に規定する財務省令で定める書類は、物納に充てようとする土地に係る風景地保護協定の写しとする。

第二十五条第一項中「第二十五条の三第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条第二項第一号中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に改める。

第二十八条を削る。

第二十七条中「第七十五条の規定」を「第七十六条の規定」に、「第七十五条に」を「第七十六条に」に改め、同条第一号中「第七十五条第一号」を「第七十六条第一号」に改め、同条第二号中「第七十五条第二号」を「第七十六条第二号」に改め、同号イ中「第七十五条の」を「第七十六条の」に改め、同号イ(1)中「第七十五条第三号」を「第七十六条第三号」に改め、同号ロ中「第七十五条」を「第七十六条」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十六条中「第七十四条」を「第七十五条」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十五条の三第一項中「第七十三条の二第一項」を「第七十四条第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「第七十三条の二第二項」を「第七十四条第二項」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十九条の見出し中「場合等」を「場合」に改め、同条第一項中「第七十七条第一項」を「第七十七条」に、「同項」を「同条」に、「第四十二条の五第一項」を「第四十二条の四第一項」に、「第四十二条の五第二項」を「第四十二条の四第二項」に改め、同条第二項中「第七十七条第一項」を「第七十七条」に改め、同条第三項を削る。

第三十条第一項中「第八項」を「第六項」に改め、同条第二項を削る。

第三十条の二第一項第三号中「第四十二条の七第二項」を「第四十二条の六第二項」に改め、同条第二項中「第八項」を「第六項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第四十二条の六第一項」を「第四十二条の六第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第四十二条の七第三項各号」を「第四十二条の六第三項各号」に改め、同項第一号中「第四十二条の七第三項第一号」を「第四十二条の六第三項第一号」に改め、同項第二号中「第四十二条の七第三項第二号」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十条の三第二項中「第八項」を「第六項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第三十一条第四項中「第四十二条の六」を「第四十二条の五」に改め、同条第六項中「第四項の」を「第三項の」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第三十一条の三の次に次の一条を加える。

（特定外貿埠頭管理運営会社が指定法人からの出資に伴い土地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減を受けるための手続）

第三十一条の三の二　法第八十二条の三の規定の適用を受けようとする株式会社は、その登記の申請書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての国土交通大臣の証明書で、当該登記に係る不動産を取得した株式会社が同条に規定する国土交通大臣の指定を受けた株式会社であること、当該不動産が同条に規定する外貿埠頭業務用不動産であること及び当該不動産が同条に規定する指定法人から出資を受けたものであること並びに当該出資があつた日の記載があるものを添付しなければならない。

第三十一条の四の見出しを「（認定民間都市再生事業計画に基づき建築物を建築した場合の所有権の保存登記の税率の軽減を受けるための手続）」に改め、同条第一項中「、当該建築物」を「、当該登記に係る建築物」に改め、「登記に係る」を削り、「認定計画」を「認定民間都市再生事業計画」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　法第八十三条第二項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての国土交通大臣の証明書で、当該登記に係る建築物を建築した者が同項に規定する認定事業者であること、当該建築物が同項に規定する特定都市再生緊急整備地域内に所在すること及び当該建築物が当該認定事業者により同条第一項に規定する特定民間都市再生事業のうち施行令第四十三条の四第二項に定めるものの用に供するために建築されたものであること並びに法第八十三条第一項に規定する認定民間都市再生事業計画について国土交通大臣の認定を受けた日及び当該認定事業者が当該建築物を建築した日の記載があるものを添付しなければならない。

第三十一条の四第三項及び第四項を削る。

第三十一条の五の見出し中「移転登記等」を「移転登記」に改め、同条第一項中「又は指名金銭債権の取得」を削り、「及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項」を「、同号ハに規定する特定不動産の割合（当該不動産の取得をすることにより同項第二号ロに掲げる要件に該当することとなる場合にあつては、当該不動産の取得後の当該特定不動産の割合）及び当該取得をした建物のうちに倉庫の用に供する部分がある場合にあつては、当該建物の床面積に占める倉庫以外の用に供する部分の床面積の割合（以下この条において「倉庫以外の床面積の割合」という。）」に改め、「又は当該指名金銭債権」を削り、同項各号を削る。

第三十七条の五第一項中「第四十六条の十二第二項第一号ホ」に改め、同項第二号中「次項」を「第三項」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　施行令第四十六条の十二第二項第二号ホに規定する届出書に記載すべき財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該届出書を提出する者が製造場から移出するバイオエタノール等揮発油の規格及び規格ごとの一年間の移出見込数量

二　法第八十八条の七第一項の規定の適用を受けようとするバイオエタノール等揮発油の調達方法

三　その他参考となるべき事項

第三十七条の五を第三十七条の五の二とし、第三十七条の四の次に次の一条を加える。

（バイオエタノール等揮発油の製造場から除かれる場所等）

第三十七条の五　施行令第四十六条の十一第一号に規定する財務省令で定める場所は、揮発油税法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第三十号）第一条第一号に掲げる場所とする。